

協議第 1 号

平成 1 5 年 2 月 1 8 日 確認

2 号委員・3 号委員の取扱いについて

平成 1 5 年 2 月 1 8 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

2 号委員・3 号委員の取扱いについて、現行規約どおりとする旨の提案に対し、出席委員 2 2 人中 1 9 人の賛成により、規約改正は行わないことが確認されました。

津地区合併協議会規約（抜粋）

第7条 委員には、次に掲げる者（会長及び副会長の職にある者を除く。）をもって充てる。

- (1) 9市町村の長
- (2) 9市町村の議会においてその議員のうちから互選される者 9人以内
- (3) 9市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 5人以内